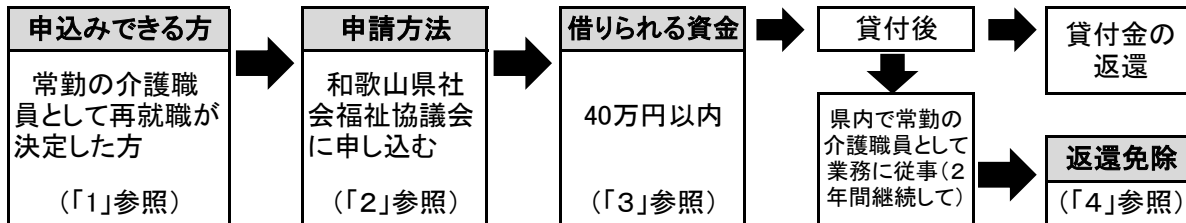


介護人材

再就職準備金貸付のご案内

— 和歌山県内の施設で2年間継続して従事すると、貸付金の返還は免除です。—



介護福祉士等の資格をお持ちの方が、県内の介護施設・事業所に再就職する際の準備金を貸し付ける制度です。

和歌山県内の介護施設・事業所で、2年間継続して介護業務に従事した場合、返還が免除されます。

1 貸付けの対象となる方

和歌山県内に所在する介護施設・事業所に就労された方で、以下の①から⑤のすべての要件を満たしている方

- ① 和歌山県福祉人材センターに氏名・住所などを届出・登録している方
 - ② 以下のいずれかの資格等を有する方
 - 1) 介護福祉士
 - 2) 介護福祉士実務者研修修了
 - 3) 介護職員初任者研修修了
 - 4) 旧研修課程(介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級または2級)修了
 - ③ 上記②に掲げる者として、介護保険サービス事業所等において介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者としての実務経験を1年以上有する方
 - ④ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までに1か月以上経過している方
 - ⑤ 介護保険サービス事業所等に、常勤※1の介護職員等として再就職が決定した方
- ※1 事業所が定める所定労働時間をすべて勤務する職員を指します。

2 借入申込手続き

- 1 和歌山県社会福祉協議会のホームページから、様式等をダウンロードしてください。
※ 和歌山県社会福祉協議会に請求していただければ、個別に送付します(裏面の問合せ先を参照)。
- 2 申込書類を、和歌山県社会福祉協議会あて提出してください(再就職が決定した施設・事業所の長の推薦が必要です)。
※ 持参または郵送により提出してください。(送付したことが確認できるよう、簡易書留等の利用をお勧めします)
※ 書類等に不備のある場合は、受理できません。

＜募集期間＞ 令和7年4月21日～ (募集人数に達した時点で募集を終了します。)
 ※ 募集終了は、和歌山県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせします。
 ※ 「今の受付人数は何人か」等のお問合せにはお答えできません。
 ※ 募集期間開始後、先着順で決定します。(書類不備の場合は受理できません。)
 ※ 受付可能期間は、採用から3か月以内となります。

3 貸付限度額

400,000円 以内 (一回限り) ※ 子どもの預け先を探す際の活動費、通勤用の自転車またはバイクの購入費等

4 返還免除

- (1) 和歌山県内の介護保険法に規定される居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業所で常勤の介護職員として業務に2年間継続して従事した場合、返還は免除されます。

- ※ 「2年間」は、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務従事期間が360日以上とします。
- ※ 対象業務への従事期間は継続している必要があります。
退職等により、対象業務に従事できない期間が生じる場合は、退職前に必ずご相談ください。

- (2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 和歌山県内で、常勤の介護職員として、2年間継続して業務に従事しなかったとき
- ③ 和歌山県内において常勤の介護職員として業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 介護業務外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において介護業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年3%)がかかります。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の就労継続を支援する熱意を有すること
- ・ 個人が連帯保証人となる場合、日本国籍を有する者または永住者であること、かつ独立の生計を営み、返還債務を負担することができる資力を有すること。
- ・ 法人が連帯保証人となる場合、返還債務を負担することができる資力を有すること。
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること。
- ・ 要件を満たさないと本会が判断した場合、別途、連帯保証人を求める場合があります。

6 借入申込みに必要な書類

申込者	1	借入申込書(様式1-3) ※法人が連帯保証人となる場合、様式1-3-②	
	2	同意書(様式2)	
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)	
	4	資格等を証明する書類(介護福祉士登録証、実務者研修修了証、初任者研修修了証等)	
	5	勤務する施設等の長の推薦書(様式3-3)	
連帯保証人		(個人が連帯保証人となる場合)	(法人が連帯保証人となる場合)
	6	同意書(様式2)	同意書(様式2-②)
	7	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要) ※1	登記事項証明書
	8	所得証明書 ※源泉徴収票不可	直近2か年の決算書(貸借対照表、収支決算書)の写し

※1 外国籍の方は、在留資格、期間及び満了日が記載された住民票を提出してください。

※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ・申込み先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階

受付時間：月曜日から金曜日(土・日・祝日を除く) 9時から17時

ホームページ <https://www.wakayama-wel.jp/>

(和歌山県福祉人材センターへの登録・届出についての問合せ先)

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 和歌山県福祉人材センター TEL 073-435-5211
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階